

第 2 2 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 8 年 5 月 8 日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
1 0 番	染 谷 茂	1 1 番	橋 本 英 介
1 2 番	谷 田 貝 和 代	1 3 番	村 越 等
1 4 番	山 崎 明 久	1 5 番	日 暮 悟

1 5 名 中 1 4 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 8 番	関 根 勝 敏	1 9 番	林 敏 夫
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 2 番	友 野 博 之	2 3 番	木 村 美 智 子
2 4 番	富 澤 智 彦	2 5 番	坂 卷 儀 治
2 6 番	砂 川 晴 彦	2 7 番	中 村 衛
2 8 番	嶋 田 等	2 9 番	江 口 武
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名 中 1 3 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番	成 嶋 君 美	1 7 番	寺 島 和 彦
3 0 番	鈴 木 幸 夫		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	関 野 昌 幸
事務局 長 補 佐	兼 岡 洋 和
係 長	上 野 輝 子
主 任	長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その 1 ～その 5）

議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

7 報告事項

（ 1 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（ 2 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（ 3 ） 利用権の中途解約に係る通知の確認について

（ 4 ） 農地法の規定に基づく非農地判断について

（午後 2 時 0 0 分開議）

議長 それでは、ただいまより第 22 回 柏市農業委員会総会を開催いたします。

なお，遠藤委員の辞任について，令和８年４月２４日付けで柏市長の同意がありました。

よって，現在の柏市農業委員会の農業委員は１５名となります。

本日の出席委員は農業委員１５名中１４名，推進委員１５名中１３名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

着座して進めさせていただきます。

議長 それでは，日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任の方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは，指名をいたします。

谷田貝和代委員，山崎明久委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，大宮委員長よろしく願いいたします。

大宮委員長 農地第２調査会は，去る４月２７，２８日，令和

8 年度第 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査議案である農地法第 3 条 6 件，第 4 条 1 件，第 5 条 4 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 8 年 1 月に開催された第 18 回総会の議案第 1 号及び第 2 号の計 6 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。

それでは，1 番及び 2 番につきましては，●●委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長 それでは，審議に入ります。

1 番及び 2 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番及び 2 番についてご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●m²及び●●の田●●筆●●m²で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番及び2 番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番及び2 番を承認いたします。

1 番及び2 番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

3番から6番までについて調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番から6番までについてご報告します。

調査会資料は、13ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、経営規模縮小及び高齢のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●m²で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番から6番までについて、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 この農地、この間行ったんですけれども、草だらけになっていました。

大宮委員長 ちょっと今、荒れた状態ですね。

村越委員 どう耕作されるんですか。

大宮委員長 一番手前だけ、●●沿いだけがきれいにやっ
て、そのほかちょっと荒れているんですけども、全部きれ
いにやるそうです。

村越委員 この方、機械とかは持っているんですか。

大塚委員 以前、たしか●●反●●畝ぐらい買ったんです
けれども、ライスセンターのほうに委託するということで、
今回も田んぼに復帰させて、またライスセンターに委託す
るみたいです。

村越委員 そうですか。分かりました。

議長 よろしいですか。
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番から6番
までを承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体的に耕作
するため、また譲渡人は、経営規模縮小のため、所有権の移
転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²で、●●を作付けする計画

です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、●●所在の一般農業法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、耕作を行わないため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²で、●●と●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8 番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 これ，代表の人が●●さんという人で，耕作される方は経験がありそうですが，代表の方は耕作されないんですか。

大宮委員長 一応 1 人と書いてありますけれども，これ実際は 3 人です。●●さんと，あと 2 人は手伝いです。

村越委員 資料には従事者が 1 人ですが，●●さんという人も耕作されるのですか。

大宮委員長 ●●さんもやるようです。あと●●さんです。

村越委員 ●●さんという人が書いてきているんですね。

大宮委員長 あと，●●さんという人が。3 人ですね。

村越委員 3 人ですね。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員 新規就農と書いてあるんですけれども，誰が新規でしょうか。これ 3 人の方が全てですか。

大宮委員長 いいえ，一番初めてというのはこの代表の●●さんです。

岡田委員 この人が新規就農ということですね。

大宮委員長 そうですね。会社を作って，その人が今，代表取締役ということです。

岡田委員 この会社自体が農業法人とかそういう感じでいいのですか。

大宮委員長 そういう感じになっています。

事務局 株式会社●●さんとしては，農地を使って農業を始めるということですね。いわゆる農地所有適格法人の条件は満たしていないので，買うことはできません。ただ，今回は農地を借りて行うということです。面接で詳しく農業の経験とかあるんですかと聞いたところ，●●さんという方，この方が取締役として経験があるということです。この方を中心に代表取締役の●●さんにご主人，この３人で農業をやるということです。調査会の面接でそういう話がありました。

以上です。

議長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

はい。

鹿倉委員 この地主さんの●●さんはお幾つぐらいになられる

んですか。

大宮委員長 ●●さんは●●歳です。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 9番についてご報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、●●所在の農地所有適格法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

本件土地の地目は田となっていますが、この後ご審議いただく議案第3号4番で農地法第5条の埋立てを行い、畑として利用することです。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、9 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

10 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 10 番についてご報告します。

調査会資料は、38 ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡及び畑●●筆●●㎡合計●●㎡で、同一世帯の後継者や福祉事業所の協力を得ながら耕作するとのことであり、●●及び●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

10番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。

「なし」という声がありましたので、10番を承認いたします。

議案第1号3番から10番についてを採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、43ページからになります。

本件は、近隣で●●を営む法人の駐車場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の雑種地●●筆●●㎡です。甲種農地・第1

種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

申請人は，令和4年に申請地を相続しました。申請地は，前所有者である申請人の父が，相当の期間，農地法の許可を得ることなく碎石を敷いて駐車場として利用していました。農地として復元するための原状回復の見積書を徴取したところ，資金的に困難であることが分かり，また，近隣でイベント系資材の運送業を営む法人から，駐車場として使いたいとの要望もあったことから，貸駐車場として利用するため，今回の申請に至ったものです。

本来転用手続を事前に行うべきであり，始末書が提出されています。

計画内容は，トラック●●台が駐車可能な貸駐車場として整備します。出入口は鉄板敷とします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。申請地の周囲は高さ0.3mの土留めを設置します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，訂正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

山崎委員 これの事業費がゼロということになっているんですけれども、工事自体は今現状のままでいいのですか。

大宮委員長 砕石が敷いてあって、十分使える状態です。

山崎委員 鉄板を敷くとか書いてありますが、鉄板はもう敷いてあるのですか。

大塚副委員長 借りる運送業者さんのほうで鉄板敷いたりとか、単管パイプで回りを囲うとか、そちらのほうでやってくれるそうです。

山崎委員 土留めもやってくれるのですか。

大塚副委員長 土留めもそうです。駐車場の整備は、借りる運送会社さんのほうでやるみたいですよ。

山崎委員 分かりました。

議長 はい、どうぞ。

鹿倉委員 借りる運送会社は決まっているのですか。

大宮委員長 はい。●●という●●にある会社です。

鹿倉委員 何年契約とかどうなんですか。

大宮委員長 何年契約はちょっと決まっていはいないと思います。

鹿倉委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

平川委員 トラックと書いてあるんですけども，これは中型ですか。大型は，あそこの県道は進入禁止になっていますが。

大宮委員長 ●●tと●●tトラック。●●tが●●台，●●tトラックは●●台ということです。

平川委員 ●●tというのは大型。

大宮委員長 大型ですよ。

平川委員 大型ですよ。あそこの県道は，大型車は進入禁止になっているんですよ。

山崎委員 ●●tだと中型です。

平川委員 中型ですか。では，大丈夫ですね。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の挙手を願います。

(挙手)

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議 長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大 宮 委 員 長 1番についてご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う専用住宅への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は本家に居住していますが、弟が本家を継ぐことになったため将来家族が増えると想定されること、また、親の介護の見据え、父が所有する申請地に専用住宅を建築するべく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、建築面積●●㎡、延べ床面積●●㎡の木造1階建ての専用住宅1棟を建築します。

被害防除対策として、雨水は浸透ますを用いて宅内浸透とし、オーバーフロー分は最終ますを通しU字溝に放流します。汚水排水は、浄化槽を設置し、最終ますよりU字溝へ放流します。

周辺の農地との境界に、南側及び東側の一部は見切り材を、それ以外は高さ40から100cmのコンクリートブロックを設置し、また西側及び北側道路との境は30度以下の法面とし、土砂の流出を防ぎます。工事中はガードマンを配置し、施工後も危険な箇所に人が侵入できないよう囲いを設けます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、53ページからになります。

本件は、生前贈与に伴う専用住宅への許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆の●●㎡です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内の農地で

あることから、第1種農地と判断しました。

なお、第1種農地であっても、住宅のほか周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものについては、不許可の例外とされております。

譲受人は、家族と共に借家に居住していますが、将来の家族構成を考慮し、父が所有する申請地に専用住宅を建築するべく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、建築面積●●㎡、延べ床面積●●㎡の専用住宅及び建築面積、延べ床面積いずれも●●㎡の車庫を建設するものです。

被害防除対策として、雨水は浸透ますを用いて宅内浸透とします。周辺の土地との境界に、北側、西側及び南側に高さ40から60cmのコンクリートブロックを、東側の一部は法面とし土砂の流出を防ぎます。工事中は防災ネット等を張り、誘導員を配置して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

また、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 譲受人の家族の構成というのはどうなんですか。

大宮委員長 ●●さんと●●さんは親子です。

村越委員 ●●さんと結婚したのですね。

大宮委員長 姓が変わっています。

村越委員 長男の方がいるのと，おばあちゃんがいるのですか。

大塚副委員長 申請書には●●さんの名前しか出ていないです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声があったので，２番を承認いたします。

次の審議に入ります。

３番及び４番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 ３番及び４番についてご報告します。

調査会資料は，５８ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，合計●●㎡です。

農用地区域となりますが，一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は，水はけが悪く耕作がしづらいことから，第２・３種建設発生土による盛土によって農地造成を行うものです。土壌改良後は，●●を栽培する計画としています。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は2.48mとします。埋立て方式については、単純埋立て方式にして、1.0m覆土します。

造成期間は3年間です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、オーバーフローした雨水についてはコルゲート管半管を設置し、流末排水に放流します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番及び4番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番及び4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 5番について報告します。

調査会資料は、63ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田畑●●筆●●m²です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、新たに●●を開業する予定の個人です。開業に伴い事業用地を探していたところ、申請地が自身の営む不動産管理会社に貸し付けている貸駐車場兼貸資材置場に隣接しているため管理がしやすく、広さも十分であることから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として乗用車●●台を置きます。敷地内は、厚さ10cmの砕石敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。自らが所有する隣接地●●との境界部分を除く敷地外周には、土砂流出対策として、高さ100cmの単管パイプを設置し、その内側に高さ40から50cmの鋼板を設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 これ、どこから入るのですか。

大宮委員長 入り口は●●と●●の間です。

村越委員 これ，矢印書いてあるのはどうなるのですか。●●のところに矢印で線を引っ張ってありますが。

大宮委員長 関係ないですね。その間を通過して，●●もこちらの方の所有するところですよ。

村越委員 出ているのがそうなのですね。

大宮委員長 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，5番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1からその5までを議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それではご説明させていただきます。

これから説明する計画案の全てが、農地中間管理事業の案件で、借受者は、千葉県園芸協会です。

計画番号第1番から13番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は9年11か月から10年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第4号その1について、何か質問はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の

挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号その2につきましては、●●委員、●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、●●委員の除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 計画番号第14番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第4号その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙 手)

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議 長 議案第4号その3につきましては、●●委員、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、●●委員の除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議 長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農 政 課 計画番号第15番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第4号その3について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

●●の田●●筆，●●の田●●筆，●●の田●●筆，●●の田●●筆，合計面積●●㎡に賃借権または使用貸借権を設定するもので，設定期間は１０年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第４号その４について，何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第４号その４を採決いたします。

本案を原案のとおりとして，意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

（●●委員が着席）

議長 次の審議に入ります。

議案第４号その５の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 計画番号第８３番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住する農業者で，●●の田●●筆，合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので，設定期間は１０年です。

計画番号第84番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般法人で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第85番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第86番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第87番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間事業の推進に係る法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第4号その5について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。

「なし」という声がございましたので、承認します。

議案第4号その5を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

坂巻洋行農地部長に議案の説明を求めます。坂巻洋行部長お願いします。

坂巻洋行農地部長 それでは、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

農地集積，遊休農地の解消，新規参入の促進につながる最適化活動の実効性を高めるため，農業委員会等に関する法律に基づき，令和7年度の目標について点検・評価するものになります。

本日総会に先立って開催された農地部会において，内容を検討した上で，総会に議案として上程するものです。

よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて，概要説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が概要説明）

議長 ありがとうございます。

ただいま議案の説明がありました。

何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 よろしいですか。

「なし」という声がありましたので，承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって，本日の議案審議は終了いたしました。

次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

6月1日，2日が調査会，1日は午前9時から，2日は午後1時からです。場所は分室3，第4会議室です。

担当は，農地第３調査会です。

６月５日午後２時からが総会で，同じく場所は分室３，第４会議室です。

以上をもちまして，第２２回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございます。

（午後３時３０分閉会）